

【諮問第194・195号】

19川情個第27号  
平成19年9月18日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る異議申立てについて（答申）

平成18年10月2日付け18川財指第471号をもって川崎市長から諮問のありました  
公文書開示請求に対する部分開示処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

### (1) 諮問第 194 号について

実施機関が部分開示処分を行った文書のうち、以下の部分は開示すべきである[個々の開示すべき情報については、別表のとおり]。

ア 固定資産税都市計画税減免・取消し決定伺書(以下「減免決定伺書」という。)について

(ア) 区職員決裁印の印影(担当部署、日付記載部分も含む)

(イ) 納税義務者が法人その他の団体(以下「法人等」又は単に「法人」という。)のものにつき、法人等の住所・名称、申請事項中の「物件の所在」・「地目・家屋番号・種類・構造・種類」・「地積・床面積・数量」

イ 固定資産税都市計画税減免申請書(以下「減免申請書」という。)について

(ア) 区職員決裁印の印影、申請書受付印影中の区名・担当課名、申請書提出先(区名)

(イ) 納税義務者が個人のものにつき、物件の「所在」中の区名

(ウ) 納税義務者が法人等のものにつき、法人等の住所・名称・代表者氏名、物件の「所在」・「地番又は家屋番号」・「地目又は種類・構造」・「地積又は床面積」

(エ) 平成 18 年 2 月 23 日付け減免申請書の申請の理由中の( )内の記載

### (2) 諮問第 195 号について

実施機関が部分開示処分を行った文書のうち、以下の部分は開示すべきである[個々の開示すべき情報については、別表のとおり]。

ア 減免決定伺書及び回議書について

(ア) 区職員氏名・区職員の決裁印の印影・区名・担当課の電話番号・文書番号中の区名・担当課略称を含む部分

(イ) 納税義務者が法人等のものにつき、法人等の住所・名称

イ 減免申請書について

(ア) 区職員決裁印の印影、申請書受付印影中の区名・支所名・担当課名、担当者名、申請書提出先(区名)

(イ) 納税義務者が個人のものにつき、物件の「所在」中の区名

(ウ) 納税義務者が法人等のものにつき、法人等の住所・名称・代表者氏名、物件の「所在」・「地番又は家屋番号」・「地目又は種類・構造」・「地積又は床面積」・「自己占有分地積又は床面積」

## 2 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 異議申立人は、平成 18 年 7 月 7 日付けで川崎市情報公開条例(平成 13 年条例第 1 号。以下「条例」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、「川崎市内の在日本朝鮮人総連合会施設(以下「在日本朝鮮人総連

合会」を「朝鮮総連」といい、「在日本朝鮮人総連合会施設」を「朝鮮総連施設」という。)に対する固定資産税減免措置に関する事実のわかる文書」を内容とする公文書の開示請求(以下「本件請求1」という。)を行った。

- (2) これに対し、実施機関は、平成18年度固定資産税・都市計画税(以下「固定資産税等」という。)の減免申請書及び減免決定伺書と特定した上で、平成18年7月24日付けで条例第8条第1号、第5号及び第6号該当を理由とする部分開示処分を行った(本件処分1。諮問第194号関係)。
- (3) 異議申立人は、平成18年8月3日付けで条例第7条第1項の規定に基づき実施機関に対して、「川崎市内の朝鮮総連施設に対する固定資産税減免措置に関する事実のわかる文書(平成8年度以降平成17年度まで)」を内容とする公文書の開示請求(以下「本件請求2」といい、本件請求1、2を併せ「本件各請求」という。)を行った。
- (4) これに対し、実施機関は、本件請求2につき、対象文書を朝鮮総連施設についての平成8年度から平成17年度の減免申請書及び減免決定伺書(ただし、平成15年度には一部「回議書」を含む)と特定した上で、平成18年8月17日付けで条例第8条第1号、第5号及び第6号を理由とする部分開示処分を行った(本件処分2。諮問第195号関係)。(以下本件処分1、2を併せ「本件各処分」という。)
- (5) 異議申立人は、本件各処分に対し、いずれも「処分を取消し、全部を公開することを求める。」とする異議申立てを行った。

### 3 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び平成18年11月21日に提出された意見書によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

#### (1) 条例第8条第6号該当性について

地方税法第22条は守秘義務を定めており、これは納税義務者等の私人の秘密を保護する趣旨である。しかし、例外として、公益性が高い場合には、公開しても問題ない(例えば、正当な理由 公益を図る場合、公知の事実)。

#### (2) 条例第8条第5号該当性について

朝鮮総連施設について、市は「公共性が高いので課税を減免する」との見解をもっているようであるが、「公共性が高い」施設は、その公共性ゆえに公知の事実であると考えられる。「公共性の高い」施設は、公共の安全と秩序の維持に支障をきたすような施設のはずがないので、開示によっても公共の安全と秩序の維持に影響があることはない。知られていないけれども公益性が高い施設としては、一例として、日本国が設置した安全保障に関する施設があると思われる、そのように施設の所在を公にすべきでない場合はあるが、朝鮮総連施設がそれに該当しないことは明らかである。

北朝鮮のミサイル発射実験以降、関連施設が犯罪目標となる可能性は以前にも増して高まっているものと考え、朝鮮総連施設が公知の施設であること

に変わりはなく、公知の情報を不開示とすることは条例上認められない。また、すでに公である施設を不開示とすることでどのような犯罪予防効果があるのか不明であり、犯罪予防目的とする根拠は認められない。

(3) 条例第8条第1号該当性について

所在、税額等の情報は、納税義務者個人の財産状況に関する情報にあたるが、登記簿記載物件であり、所有者も公益施設の所有者として申告しており、公益を理由とする税減免措置を受けていることが明らかなので、公にすべきである。

そもそも、公益を理由として課税を減免する際には、施設の名前を公表し、市民の理解の下に減免することが大切である。公益を理由として減免されている施設等であっても税務当局のみが減免措置を把握できるとすると、付近住民等も公益性を理由として減免されていることを知ることができないので、その施設付近の居住者が正当な理由なく利用を拒否されてもそれが当たり前だと思ってしまうなど、様々な弊害を生ずるおそれがあり、不開示は公益に反している。

(4) ミサイル発射等の行為と公益性の低下について

以上は、朝鮮総連施設が公益性が高いということを前提に述べた。しかし、現実として、朝鮮総連施設の関係者は朝鮮民主主義人民共和国と深いつながりを有しており、同国が核開発やミサイル等を発射するなど日本に対して安全保障上の深刻な脅威となっている。減免措置等によって、日本に深刻な脅威を及ぼしている北朝鮮と深いつながりを有している者に何らかの利益が供与され犯罪資金になる恐れ等が懸念される。核実験等により公益性が多少低下したことは間違いない。また、減免措置自体に誤謬がある可能性もあり、当該施設に公益性が認められない場合には税の減免をすることは好ましくなく、公益に反する結果となってしまう可能性もあるから、開示部分を拡大すべきである。

(5) 該当区名称、担任印、係長印、課長印等公務員情報部分について

これらは、職員情報を開示することによりどこの区かが開示されてしまうとして不開示とされたが、減免申請書において朝鮮総連神奈川県川崎支部の住所が川崎市川崎区であることが示されているほか、行政の意思決定にかかる行政区名称を不開示とするまでの理由は認められない。区の名称が開示されたとしても、それが直ちに物件の位置を示すことにならないことは自明であり、朝鮮総連及びその関係者の権利を侵害するおそれがないことは明らかである。これらの情報は行政区画及び公務員情報にあたるので、原則として開示されるべきである。

(6) 物件の所在地及び税額等

公益に供される資産については、市民一般のために使われていると判断されたということであるから、その情報の保護必要性は、生活扶助や生活による税減免情報よりも格段に低いことが明らかである。朝鮮総連施設は少なくとも実施機関によれば公共性を有する施設と考えられており、税制上も格段に優遇されているのであるから、施設側もアカウンタビリティを負っており、税情報を

不開示とすることに正当な理由はない。

#### 4 実施機関の主張要旨

処分理由説明書及び平成19年1月16日実施の処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は次のとおりである。

##### (1) 条例第8条第6号該当性について

地方税法第22条は、納税義務者等の私人の秘密を保護する趣旨で、地方税調査事務に従事する公務員の守秘義務を定めているので、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得た秘密は、条例第8条第6号の規定する、法令の規定により公にすることができないと認められる情報に該当する。

同条の秘密とは、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実であり、実際にこの秘密に該当するか否かは個別事例ごとに判断するが、特定の納税義務者から申請があったかどうか、どの物件について減免申請があったか、特定の納税義務者に対し減免を行ったかどうかなどの情報は、地方税法第22条にいう秘密に該当することはもちろん、かかる秘密を他に漏らすとすれば、納税義務者と課税担当課との信頼関係が損なわれ、以後の適正かつ公平な課税の実現が困難となり、税務行政の運営に重大な支障をきたすことになりかねない。したがって、本件各請求にかかる朝鮮総連施設に関する固定資産税減免措置に関する事実は、条例第8条第6号の法令の規定により公にすることができないと認められる情報にあたるものであり、本来、これに関する文書はすべて不開示とすべきものである。

しかしながら、朝鮮総連施設に対する固定資産税の課税状況については、平成18年7月の北朝鮮のミサイル発射実験を受けて総務省が実施した「在日本朝鮮人総連合会の関連施設に対する固定資産税について」(平成18年7月6日付け総税固第59号)の照会に対する回答結果のとりまとめが、7月20日に記者発表されており(以下「総務省発表」という。)この中で、実施機関が朝鮮総連施設に対して固定資産税を一部減免していることは公表されている。

そこで、実施機関は、本件の異議申立人の開示請求に対し、朝鮮総連施設に対して固定資産税の一部を減免していること自体については公知の事実と考えられることから、朝鮮総連施設に係る減免申請書及び減免決定伺書を公開することとしたが、一部減免を行っている物件の納税義務者、所在、種類、大きさ及び税額等は、依然として第6号の法令の規定により公にすることができないと認められる情報にあたりと判断して、部分開示処分を行なった。

異議申立人は、地方税法第22条の守秘義務があるとしても公共性が高い場合には開示すべきであるとしているが、地方税法第22条は納税義務者等の私人の秘密を保護する趣旨である以上、公共性が高いことをもって私人の所有する固定資産の課税状況を開示する理由とはならない。

また、異議申立人は、該当物件の所在する区名及び区名が明らかとなり得る公務員情報部分は、それが直ちに物件の位置を示すことにはならないことなど

から開示すべきとしているが、本件各請求に対しては、本来すべて不開示とすべきところ、公知の事実となっていることについてのみ開示したものであって、公知の事実となっていない物件の所在地にかかる全ての情報は、第6号の規定により不開示となると判断する。

(2) 条例第8条第5号該当性について

朝鮮総連施設については、北朝鮮のミサイル発射実験以降、関連施設などが犯罪目標となる可能性が高まっている。実際、朝鮮総連関連施設に対する警察の警備が強化されているなか、藤沢市の朝鮮総連関連施設への放火事件が起きているほか、朝鮮学校に対する脅迫電話などの嫌がらせや朝鮮総連議長あてに脅迫文が届くなどの犯罪被害が報道されている。このような状況の中で、実施機関は、朝鮮総連施設の所在、所有者（納税義務者）等の情報は第5号に規定する不開示情報に該当すると判断し、部分開示とした。

(3) 条例第8条第1号該当性について

異議申立人は、公共性が高いとされる施設については物件の所在地及び税額等を含む個人の情報も開示すべきであると主張しているが、物件の所在地や税額、減免を受けている事実や減免税額等を含む情報は、当該物件の納税義務者個人の財産状況に関する情報にあたり、また、特定の個人を識別することができるものでもあること、個人のプライバシーに関する情報であることから、公共性の有無に関わらず、第1号に規定する不開示情報に該当し、開示することはできない。

## 5 審査会の判断

(1) 請求の対象及び処分の内容

異議申立人の本件各請求の対象は、「川崎市内の朝鮮総連施設に対する税減免措置に関する事実の分かる文書」(平成18年7月7日開示請求。諮問第194号関係)及び「川崎市内の朝鮮総連施設に対する税減免措置に関する事実の分かる文書(平成8年度以降平成17年度まで)」(平成18年8月3日開示請求。諮問第195号関係)である。

これに対して、実施機関は、上記につき、対象文書を朝鮮総連施設についての平成18年度の固定資産税等の減免申請書及び減免決定伺書と特定した上、平成18年7月24日に部分開示処分を行い(本件処分1。諮問第194号関係)上記につき、対象文書を同施設についての平成8年度から平成17年度の固定資産税等の減免申請書及び減免決定伺書(平成15年度には一部「回議書」を含む)と特定した上、平成18年8月17日に部分開示処分を行った(本件処分2。諮問第195号関係)。

本件各異議申立ては、本件各処分に対する同日付けの異議申立てであって、請求及び対象文書は年度以外同じ条件であり、異議申立ての理由及び実施機関の処分理由も共通であるから、諮問第194号及び第195号を併合して審理する。

## (2) 不開示部分について

ア 実施機関は、条例第 8 条第 1 号、第 5 号及び第 6 号該当を理由に、以下の部分を不開示にしたと主張する。

(ア) 減免申請書について、申請者の「住所」・「氏名」(申請者が納税義務者自身の場合)、納税義務者の「住所」・「氏名」・「年税額」・「納税者コード」、物件の「所在」・「地番又は家屋番号」・「地目又は種類・構造」・「地積又は床面積」、及び「施設の名称」

(イ) 減免決定伺書及び回議書(以下併せて「減免決定伺書等」という。)について、納税義務者の「住所」・「氏名」、申請事項中の「物件の所在」、及び個別の納税義務者に対応する「地目、家屋番号・種類・構造」・「地積・床面積」・「減免対象の地積・床面積」・「減免税額」

イ しかし、関係文書を見てみると、上記のほか、以下の部分が不開示とされている。

(ア) 減免申請書において、受付印影中の区名及び担当課名等

(イ) 減免決定伺書等において、区職員氏名・区職員決裁印の印影等

実施機関は、本件各処分に際して、これらの不開示の旨及び理由を概括的に異議申立人に説明していたように伺われるが(異議申立書の別紙「異議申立書の理由書」参照)、本来、それらは実施機関が開示請求承諾通知書(部分開示)及び処分理由説明書において不開示部分として正確に特定しその理由を記載すべきものであり、今後は十分に留意すべきである。ただし、本件においては、平成 19 年 1 月 16 日処分理由説明聴取において、上記部分を不開示としたこと及びその具体的な理由の追完があったので、当審査会は、その説明を踏まえて、各不開示の可否を判断する。

以下において、これらの部分が不開示情報に該当するかどうかを検討する。

## (3) 条例第 8 条第 1 号該当性について

当審査会においてインカメラにて調べたところ、本件各処分で部分開示とされた文書(以下「本件各文書」という。)には、納税義務者(登記簿又は土地・家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者。地方税法第 3 4 3 条第 1 項、第 2 項)が個人のもの、法人等のものがある。

そこで、まず、法人等の情報を除いて、不開示部分が条例第 8 条第 1 号に該当するかどうかを検討する。

ア 住所・氏名及び物件の特定事項(個人の場合)

(ア) 本件減免申請及び決定は、個人が納税義務を負う不動産が朝鮮総連の施設に利用に供され、これが固定資産税の減免対象となる「公益のために直接専用する固定資産」(川崎市税条例第 4 9 条第 1 項第 3 号)、すなわち町内会、自治会等一定の住民組織が専ら使用する事務所、会議室等の用に供する家屋・敷地(ただし、有料で借り受けその用に供するものを除く。平成 18 年 3 月 20 日川財指第 6 6 1 号区長宛財政局長通知「固定資産税・都市計画税減免認定基準」第 3 の 1 (2) 項))に該当するとして、同条例

に定める上記固定資産税の減免（以下「第3号減免」という。）を得ようとする申請及びこれに対する決定である。

そうすると、納税義務者個人にとって、本件減免申請及び決定は、個人の課税状況に関する情報であるとともに、個人の財産の利用に関する個人情報でもある。そして、これらの情報は、登記不動産にあっても公示されることはない。

したがって、上記の個人情報について納税者個人を識別することができる住所・氏名は、条例第8条第1号に該当するので、不開示としたことは相当である。

また、物件の特定事項（物件の所在〔ただし、後述するように、区名は除く〕、構造、面積等）は、不動産登記簿等一般人が容易に入手しうる他の情報とあいまって上記個人情報について特定の納税義務者個人を識別させる情報であるから、これらも同条同号により不開示としたことは相当である。

また、本件各減免申請書のうちには、申請の理由中において施設の名称・呼称や態様が記載されているものもある（本件では納税者が個人の場合に限られている）が、これらは前段で記したのと同様の情報について物件及び納税義務者等を特定して個人を識別できる情報（第8条第1項）であるから、不開示としたことは相当である。

ただし、減免申請書の物件の所在のうちの区名については、以下のとおり、開示すべきである。すなわち、川崎市内の施設等については、その所在区名は、所在町名以下や構造・面積等その他の物件特定事項と異なり、これを明らかにしてもなお、一般人をして特定の物件及び納税義務者を識別させるものとはいいがたい。また、本件各減免決定は所管区役所の課長専決によりされており（平成2年3月26日川財税第828号区長宛財政局長通知「固定資産税・都市計画税減免事務取扱要領」第4の1）、減免申請書及び減免決定伺書中の所管区名は、条例第8条第1号ただし書ウからも、行政責任を明確にするという情報公開本来の趣旨からも、開示するのが相当であり、物件の所在特定事項の一部であるからといって当然に不開示とするのは、適切ではない。

(イ) したがって、減免申請書における申請者の「住所」・「氏名」（申請者が納税義務者自身の場合）、納税義務者の「住所」・「氏名」、物件の「所在」（区名は除く）・「地番又は家屋番号」・「地目又は種類・構造」・「地積又は床面積」、減免決定伺書等における納税義務者の「住所」・「氏名」、申請事項中の「物件の所在」、個別の減免申請書に対応する「地目、家屋番号・種類・構造」・同「地積、床面積」・同「減免対象の地積・床面積」は、いずれも不開示としたことは相当と認められるが、物件の所在のうち区名については、これを開示すべきである。

また、平成18年2月23日付け減免申請書の申請の理由中の（ ）内



の記載は、申請にかかる施設について前回の減免申請からの申請事由変動の有無を示すものであって特定の物件及び納税義務者を識別させる事項ではないから、不開示とする理由がなく、開示すべきである。

#### イ 税額、減免税額、納税者コード

減免対象の税額及び減免税額は、個人の所有する土地、建物の財産的価値に関するものであり、一般に公開を予定していない。また、納税者コードも、納税者に自治体が番号を割り当てた個人に固有のもので公開を予定しておらず、地方税業務に関連した問い合わせや申請においてその真正性を担保する機能を事実上持つ。

したがって、これらは、特定の個人を識別できる可能性があり、仮にそうでないとしても、個人資産の具体的な価値評価額や個人の地方税業務上の認証番号（第三者に冒用されれば地方税業務を通して個人情報が増取されるおそれがある）は、みだりに公開されると個人の資産保有、経済活動等に関する権利利益を害するおそれがあるものである。したがって、これらについて、条例第 8 条第 1 号により不開示としたことは相当である。

#### ウ 減免申請の宛先（所管区名）

本件各処分においては、各減免申請等の申請の宛先である区長欄の区の名が不開示とされている。受付印影中の区名も同様である。しかしながら、ア（ア）のとおり、本件各減免申請書の所管区名は、条例第 8 条第 1 号ただし書ウ、及び行政責任を明確にするという情報公開本来の趣旨から、これを開示すべきであり、かつ、所管区名はこれを明らかにしてもなお物件を特定し個人を識別させるとはいえないものである。

したがって、本件各減免申請書中の宛先の区長欄の区名及び受付印影中の区名は、条例第 8 条第 1 号に該当せず、これを開示すべきである。

#### エ 職員名及び職員の印影

本件各処分においては、各減免申請書、減免決定伺書等中にある決裁担当職員の氏名（文書によっては所属課名も含む）の印影が、いずれも不開示とされている。しかし、これらは、公務員の職務の遂行にかかる情報であって、第 8 条第 1 号ただし書ウに該当するから、これらの職員の職、氏名の印影は、区名を含め、すべて開示すべきである。文書番号中に区名及び担当課略称が含まれる部分、担当課の電話番号（平成 15 年 4 月 8 日付起案回議書）も同様に開示すべきである。

実施機関は、当審査会の平成 19 年 1 月 16 日処分理由説明聴取において、不開示とした理由として、区名も上記各号により開示すべきでない情報に該当するところ、職員氏名等がわかると市販されている川崎市の職員録によって区が特定されるからである、と補足する。しかし、仮に区が特定されたとしても区名は特定の個人を識別させる情報ではないこと前述ア、ウのとおりであるから、到底理由がない。

#### オ 異議申立人の主張について

(ア) 異議申立人は、第3号減免は公益性を理由とする減免であるから施設に関する所有者、税額や物件情報は公開が予定されている旨を主張する。しかし、施設あるいは不動産の用途の公益性自体は、個人情報の公開を予定しているかどうかと直ちに結びつくものではない。個人情報の開示が公益上の観点から必要とされ、個人の権利利益の保護に優越するために公開されるという場合はありうるが、本件の第3号減免における公益性とは、特定の地域住民組織の事務所、会議室等の専用利用に供しているということであって、その公益性の内容・性質からしても、これら施設に自己所有不動産を提供した納税義務者をしてプライバシー情報や個人識別情報を広く一般に公開することを受忍させる趣旨とまではいいがたい。したがって、第3号減免をもってこれら個人情報「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(条例第8条第1号ただし書ア)に該当するものとはいえない。

(イ) また、異議申立人は、公益性を理由とする減免である以上、免税を受ける者の責務として個人情報は公開すべきであるという。

しかし、条例において、第8条第1号に該当する個人識別情報については、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(条例第8条第1号ただし書イ)である場合に限り、例外的に公開することが許されるものである。すなわち、他者の生命、健康、生活又は財産を保護するために個人のプライバシー等の保護を措いても公開すべきという高い公益性が必要とされるが、本件においては、そのような事情は認められない。

(4) 条例第8条第6号該当性について

次に、納税義務者が法人等の場合も含め、不開示部分が条例第8条第6号に該当するかどうかを検討する。

ア 第6号該当性の判断基準

(ア) 地方税法第22条は、納税義務者のプライバシー等を保護する趣旨(法人の事業活動上の秘密、競争上の地位その他正当な利益の保護を含む)から、地方税調査事務に従事する者等に守秘義務を課したものであり、同条の秘密とは、一般に知られておらず(公知性)、かつ知られないことについて客観的相当の利益がある事実(客観的相当の利益)をいう(実質秘密)。すなわち、条例第8条第6号の不開示情報に該当するのは上記の実質秘密にあたるものだけであって、同号を理由に一般的に情報公開において税情報が不開示となるものではない。

実施機関は、本件について、総務省発表によって朝鮮総連施設について減免があったこと自体は公知になったので対象文書自体は開示したが、発表された以外の事項(同発表では、具体的施設の名称、所在、面積、納税義務者、税額、減免税額等は公表されていない)は秘密に該当するので開示しない、と主張する。しかし、この主張は、前記実質秘密の考え方と相

容れず、地方税法第22条で税情報は一般的に不開示と言うのと差がないもので、相当ではない。具体的に、本件の減免申請書、減免決定伺書等の中に含まれている納税義務者等の情報ごとに、公知性及び客観的相当の利益の点から実質秘密該当性を判断すべきである。

- (1) そして、この「客観的相当の利益」の有無は、各情報で問題となる保護法益ごとに公開原則との関係で判断すべきものであるから、結局、川崎市情報公開条例のもとにおいては、条例第8条第1号(個人)、第2号(法人)の基準により判断すべきものというほかはない。前述のとおり、地方税法第22条守秘義務の立法趣旨は、行政上の秘密や事務遂行上の必要性等を直接の保護法益とするものではない。

#### イ 個人情報

納税義務者が個人である場合についての条例第8条第6号に基づく各記載部分の開示の可否の判断は、既に前記(3)で第8条第1号において検討したとおりである。

#### ウ 法人情報 住所・名称及び物件の特定事項

次に、納税義務者が法人等の場合について、法人等の住所、名称及び物件の特定事項の開示の可否について第6号該当性を検討する。

- (ア) 納税義務者たる法人にとって、本件第3号の減免申請及び決定は、法人の課税状況に関する情報であるとともに、法人の財産・事業の運営に関する情報に該当する。そして、上記情報は登記不動産においても公示されるものではなく、また総務省発表においても公表されていないから、これらは「公知性」がある情報とはいえない。

しかし、法人に関する情報については、条例第8条第2号で「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことが不開示情報の要件とされているのであるから、前記ア(イ)のとおり、これが条例第8条第6号における「保護すべき客観的相当の利益」の有無の具体的基準となる。そして、本件各減免申請は、第3号減免、すなわち「公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)」として税の減免を受けるものであり、このような減免事由からすると、ある法人が第3号減免を受けたということは、公開されても格別に当該法人の競争的地位や経済的・社会的信用その他正当な利益を害するおそれがあるものとはいえない。第3号減免はあくまで町内会、自治会館等としての利用をもって固定資産税を減免する制度であるので、この制度を利用する以上、川崎市の情報公開条例のもとでは公開されるべき事項に該当する。

したがって、法人の場合には、条例第8条第6号により、申請者又は納税義務者の法人の名称、所在、代表者名及び物件特定事項について、いずれも開示すべきである。

ただし、法人の代表者印影は、取引上、真正担保の機能を強く持つもの

であり、公開されると代表者印が偽造されて当該法人の競争的地位、財産、信用等正当な利益を害するおそれがある（条例第8条第2号参照）。したがって、法人の代表者印影を第8条第6号該当情報として不開示としたことは相当である。

- (イ) ところで、本件各減免決定伺書は、朝鮮総連施設以外の施設にかかる複数の申請を併せて一括決定しているため、決定伺書上に申請者あるいは納税義務者として朝鮮総連施設でない施設に関して法人等の名称及び所在が記載されている部分があり、これらも不開示とされている。(ア)で述べたところは、第3号減免又はこれに類する公益的減免にかかる限りこれらの法人等についても同様であるから、他の施設にかかる法人等の名称及び所在もまた条例第8条第6号の不開示情報に該当せず、開示すべきである。
- (ウ) そうすると、法人等である納税義務者又は申請者については、減免申請書における納税者又は申請者の「住所」・「法人等名称」・「代表者氏名」、物件の「所在」・「地番又は家屋番号」・「地目又は種類・構造」・「地積又は床面積」、減免決定伺書（回議書含む）における納税義務者又は申請者の「住所」・「法人等名称」申請事項中の「物件の所在」・「地目・家屋番号・種類・構造・種類」・「地積・床面積・数量」を、それぞれ開示すべきである。

## エ 法人情報 税額、減免税額、納税者コード

これに対して、個別の物件にかかる減免対象の税額及び減免税額は、法人の所有する土地、建物の財産的価値に関するものであり、一般に公開を予定しておらず、その公開は法人の競争的地位を害して経済的不利益を与えるおそれ（第8条第2号参照）がある。

また、納税者コードも、法人に固有の番号で公開を予定しておらず、地方税業務に関連した問い合わせや申請においてその真正性を担保する機能を事実上持つものであるから、その公開は法人の財産、営業についての正当な利益を損なうおそれ（第8条第2号参照）がある。

したがって、税額、減免税額及び納税者コードについて、法人においても、第6号該当情報として不開示としたことは相当である。

### (5) 条例第8条第5号該当性について

実施機関は、朝鮮総連施設について犯罪目標となる可能性が高まっており、朝鮮総連施設の所在、所有者（納税義務者）等の情報は第5号に規定する不開示情報に該当すると主張する。この点については、実施機関は他の地方自治体における報道事例をあげて主張するのみであり、そのような犯罪行為が今後起こる可能性が全くないということとはできないが、なお本件情報の公開によって朝鮮総連施設の所在や納税義務者等が知られ、当該施設や所有者等が犯罪目標となる可能性が高いとする具体的な事情は認められない。

以上の理由により、前記 1 に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	青	柳	幸	一
委員	安	達	和	志
委員	小	坏	淳	子
委員	杉	原		麗

[別表]

開示すべき情報の一覧

諮問	対象文書名	開示すべき情報の内容
諮問第194号	1 「平成18年度固定資産税都市計画税減免・取消し決定伺書」(平成18年3月31日発議分)	・区職員決裁印の印影(担当部署、日付記載部分も含む) ・納税義務者(法人等)の住所、名称
	2 「平成18年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成18年1月25日付け・文書受付番号38号分)	・申請書受付印影中の区名・支所名・担当課名 ・申請書提出先(区名) ・物件の「所在」中の区名
	3 「平成18年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成18年1月25日付け・文書受付番号39号分)	・申請書受付印影中の区名・支所名・担当課名 ・申請書提出先(区名) ・物件の「所在」中の区名
	4 「平成18年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成18年1月25日付け・文書受付番号40号分)	・申請書受付印影中の区名・担当課名 ・申請書提出先(区名) ・物件の「所在」中の区名
	5 「平成18年度固定資産税都市計画税減免決定伺書」(平成18年4月7日発議分)	・区職員決裁印の印影(担当部署、日付記載部分も含む)
	6 「平成18年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成18年2月23日付け・文書受付番号58号分)	・申請書受付印影中の区名・担当課名 ・申請書提出先(区名) ・申請の理由のうち「( )内」
	7 「平成18年度固定資産税都市計画税減免決定伺書」(平成18年5月22日発議分)	・区職員決裁印の印影 ・納税義務者(法人等)の住所、名称 ・申請事項中の「物件の所在」、「地目・家屋番号・種類・構造・種類」、「地積・床面積・数量」
	8 「平成18年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成18年1月7日付け・文書受付番号46号分)	・区職員決裁印の印影 ・申請書受付印影中の区名・担当課名 ・申請書提出先(区名) ・申請者(法人等)の住所、名称 ・納税義務者(法人等)の住所、名称 ・物件の「所在」、「地番又は家屋番号」、「地目又は種類・構造」、「地積又は床面積」
諮問第195号	9 「平成15基準年度減免継続申請に係る減免決定について(伺い)」(平成15年4月8日起案分)	・文書番号中の区名及び担当課略称を含む部分 ・起案主管課のうち区名 ・担当課の電話番号 ・区職員決裁欄の氏名 ・区職員決裁印の印影
	10 「平成15年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成15年1月17日付け・文書受付番号43号分)	・申請書受付印中の区名 ・申請書提出先(区名)
	11 「平成12年度固定資産税都市計画税減免決定伺書」(平成12年5月24日発議分)	・区職員決裁印の印影 ・納税義務者の住所、名称 ・調査報告中の納税義務者(法人等)の名称
	12 「平成12年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成12年1月14日付け・文書受付番号29号分)	・申請書受付印中の区名 ・申請書提出先(区名)

開示すべき情報の一覧

諮問	対象文書名	開示すべき情報の内容
諮問第195号	13 「平成9年度固定資産税都市計画税減免決定伺書」(平成9年5月29日発議分)	・区職員決裁印の印影 ・納税義務者(法人等)の住所、名称 ・「調査報告」中の納税義務者(法人等)の名称
	14 「平成9年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成9年1月20日付け・文書受付番号18号分)	・区職員決裁印の印影 ・申請書受付印中の区名 ・申請書提出先(区名)
	15 「平成16年度固定資産税都市計画税減免・取消し決定伺書」(平成16年4月2日発議分)	・区職員決裁印の印影
	16 「平成16年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成16年3月24日付け・文書受付番号34号分)	・区職員決裁印の印影 ・申請書受付印中の区名、支所名、担当課名 ・申請書提出先(区名)
	17 「平成16年度固定資産税都市計画税減免決定伺書」(平成16年4月8日発議分)	・区職員決裁印の印影
	18 「平成16年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成16年4月7日付け・文書受付番号52号分)	・区職員決裁印の印影 ・申請書受付印中の区名、支所名、担当課名 ・申請書提出先(区名)
	19 「平成15年度固定資産税都市計画税減免・取消し決定伺書」(平成15年4月8日発議分)	・区職員決裁印の印影 ・納税義務者(法人等)の住所、名称
	20 「平成15年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成15年1月17日付け・文書受付番号56号分)	・区職員決裁印の印影 ・申請書受付印中の区名、支所名、担当課名
	21 「平成15年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成15年1月17日付け・文書受付番号57号分)	・区職員決裁印の印影 ・申請書受付印中の区名、支所名、担当課名 ・物件の「所在」中の区名
	22 「平成15年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成15年1月17日付け・文書受付番号58号分)	・区職員決裁印の印影 ・申請書受付印中の区名、支所名、担当課名
	23 「平成12年度固定資産税都市計画税減免・取消し決定伺書」(平成12年4月28日発議分)	・区職員決裁印の印影 ・納税義務者(法人等)の住所、名称
	24 「平成12年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成12年2月3日付け・文書受付番号3号分)	・区職員決裁印の印影 ・申請書受付印中の区名、支所名、担当課名
	25 「平成12年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成12年1月14日付け・文書受付番号21号分)	・申請書受付印中の区名、支所名、担当課名
	26 「平成12年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成12年1月14日付け・文書受付番号22号分)	・区職員決裁印の印影 ・申請書受付印中の区名、支所名、担当課名
27 「平成9年度固定資産税都市計画税減免決定伺書」(平成9年5月30日発議分)	・区職員決裁印の印影 ・納税義務者(法人等)の住所、名称	

開示すべき情報の一覧

諮問	対象文書名	開示すべき情報の内容
諮問 第195号	28 「平成9年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成9年1月20日付け・文書受付番号42号分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員決裁印の印影</li> <li>・申請書受付印中の区名、支所名、担当課名</li> <li>・申請書提出先(区名)</li> </ul>
	29 「平成9年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成9年1月20日受付・文書受付番号65号分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員決裁印の印影</li> <li>・申請書受付印中の区名、支所名、担当課名</li> <li>・申請書提出先(区名)</li> <li>・物件の「所在」中の区名</li> </ul>
	30 「平成9年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成9年1月20日受付・文書受付番号66号分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員決裁印の印影</li> <li>・申請書受付印中の区名、支所名、担当課名</li> <li>・申請書提出先(区名)</li> </ul>
	31 「平成15年度固定資産税都市計画税減免・取消し決定伺書」(平成15年4月17日発議分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員決裁印の印影</li> <li>・納税義務者(法人等)の住所、名称</li> </ul>
	32 「平成15年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成15年1月10日付け)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書受付印中の区名</li> <li>・申請者(法人等)の住所、名称、代表者名</li> <li>・納税義務者(法人等)の住所、氏名</li> <li>・物件の「所在」、「地番又は家屋番号」、「地目又は種類」、「地積又は床面積」、「自己専用分地積又は床面積」</li> </ul>
	33 「平成12年度固定資産税都市計画税減免・取消し決定伺書」(平成12年5月26日発議分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員決裁印の印影</li> <li>・納税義務者(法人等)の住所、名称</li> </ul>
	34 「平成12年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成12年1月11日付け)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書受付印中の区名</li> <li>・申請書提出先(区名)</li> <li>・申請者(法人等)の住所、名称、代表者名</li> <li>・納税義務者(法人等)の住所、名称</li> <li>・物件の「所在」、「地番又は家屋番号」、「地目又は種類」、「地積又は床面積」、「自己専用分地積又は床面積」</li> </ul>
	35 「平成9年度固定資産税都市計画税の減免について(伺い)」(平成9年6月27日発議分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書番号中の区名及び担当課略称を含む部分</li> <li>・区職員決裁印の印影</li> <li>・納税義務者(法人等)の住所、名称</li> </ul>
	36 「平成9年度固定資産税都市計画税減免申請書」(平成9年1月13日付け)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書受付印中の区名</li> <li>・申請書提出先(区名)</li> <li>・申請者(法人等)住所、名称、代表者名</li> <li>・納税義務者(法人等)の住所、名称</li> <li>・物件の「所在」、「地番又は家屋番号」、「地目又は種類」、「地積又は床面積」、「自己専用分地積又は床面積」</li> </ul>